

平成23年第1回 帯広市行財政改革推進市民委員会

■ 日 時 平成23年11月22日（火） 17時00分～

■ 場 所 市役所 議会棟 3階 全員協議会室

■ 会議次第

1. 開 会
2. 委員の紹介
3. 事務局職員の紹介
4. 委員長選出
5. 確認事項
 - (1) 委員会の趣旨
 - (2) 行財政改革について
 - (3) 今後の進め方について
6. その他
7. 閉 会

帯広市行財政改革推進市民委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市の行財政改革の推進について、市民参画のもと積極的かつ計画的に行財政改革を実施し、透明度の高い行財政改革を推進するため帯広市行財政改革推進市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行財政改革の推進に必要な計画（以下「推進計画」という。）策定に資する提言を行うとともに、推進計画の推進状況など行財政改革の推進に係る必要な報告を受け、意見等を述べるものとする。

(構 成)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって構成する。

(委 員)

第4条 委員は、行財政改革の推進について、高い識見又は強い意欲を有する者のうちから市長が依頼する。

(依頼期間)

第5条 委員の依頼期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員にあっては、その残余の期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会合の議長を務める。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会 合)

第7条 委員会の会合は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会合を開くことができない。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政推進室において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

配付資料

資料1 … 第一次行財政改革実施計画及び実施結果

資料2 … 第二次行財政改革の取組状況

資料3 … 新たな行財政改革に対する意見の取りまとめ

資料4 … 新たな行財政改革に関する基本方針

資料5 … 新たな行財政改革実施計画

帯広市ホームページ

HOME>帯広のまちづくり>帯広市の行財政改革>帯広市の行財政改革 より